

第4回農業委員会総会議事録

- _____

	【開会時刻 10時00分】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第4回総会を開会いたします。 本日、田村会長が欠席のため会長職務代理の野田頭が議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 本日の出席委員数は7名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は1件、報告2件となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 慣例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番 福士 委員と、8番 高松 委員にお願いします。 「議案第1号 農地法第5条について」を議題といたします。事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書1ページをお開き願います。 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請書の提出があったので、意見を決定するため審議を求めるものであります。 【議案書をもとに説明】 議案書2ページを御覧ください。5月2日に行った現地調査において、違反転用の有無及び転用計画等を確認した結果、違反等はなく、また、第5条許可申請に係る調査項目全て問題がなく、許可相当と思われます。 以上で議案第5号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第5号について、御審議願います。 御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	議案第5号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第5号については許可相当の意見を付すことに決定いたしました。 次に、「報告第9号 農地法第3条の3について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書3ページをお開き願います。 報告第9号 農地法第3条の3 相続等による権利移動について報告します。 【議案書をもとに説明】

	以上で報告第 9 号の説明を終わります。
議 長	それでは報告第 9 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	次に、「報告第 1 0 号 非農地証明願について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書 7 ページをお開き願います。 【議案書をもとに説明】 以上で報告第 1 0 号の説明を終わります。
議 長	それでは報告第 1 0 号について、御意見等ございませんか。
6 番	いいですか。
議 長	はい。
6 番	これ例えば、所有権移転とかありますけど、差し支えなければ続柄といたしますか、そういうのを括弧書きで、できない。
事務局	続柄、申請書に続柄とかっていうのがないので、こちらで分かる範囲であれば、妻ですとか子とかっていうので書くことはできます。そのように、分かる範囲で次回から記載させていただきます。
議 長	他にございませんか。
8 番	すみません、報告の第 1 0 号ですけれども、昭和 5 5 年に農地転用許可、それでもこの非農地のやんなきゃいけないの。
事務局	本来は許可証明書があればできるんですが、恐らく無くしたという感じで、今こういったのを出されたのかと思います。 本来は農転出し手許可出して家建ちましたとなれば、転用完了報告書を出してもらって、それから手続きして、本来であれば地目変更できるんですけど、だいたい、昔から農地転用とった人は許可もらえばもう OK だと思っ ているので、そのまま農地のままにしている人がたくさんあるんですよ。なので、こういう事案が出てくるんですけれども。 なので、6 月広報に、許可を受けた農地は登記を変えてくださいとあげますので。
8 番	そうだね、許可受けたらそれで安心してしまっ。
事務局	そうなんです、こうやってやっている方だとわかるのですが、そうでないの。

議 長	はい、それでは他に御意見等ありますか。
委 員	(なし)
議 長	ないようですので、以上をもちまして、 本日の議事を終了いたします。 【閉会時刻 1 0 時 0 9 分】